

婦人労働資料第九号
昭和二十六年十月

8-9
10.9.2

「女子保護実施状況報告」
よりみた女子保護の概況

労働省婦人少年局

『女子保護実施状況報告』よりみた女子保護の概況

女子年少者労働基準規則第十九条により常時十人以上の女子を使用する使用者は、女子保護実施状況に関する事項について毎年一回所轄労働基準監督署に報告することになっている。昭和二十五年度の女子保護実施状況報告は、昭和二十五年一月一日より十二月三十一日までの状況について全国各事業場より提発され、婦人少年局においてその集計をみたのである。その結果に現われた女子保護の状況について概説する。

集計の対象及び方法としては、例年通り各都道府県労働基準局において管内の全労働基準監督署から提発されたものについて婦人少年局地方職員室が各府県別に集計し、本省において全国的に集計したものである。集計の項目は女子年少者労働基準規則の称式ヤハ号の各項目中、事業の名称、事業の所在地、軽易業務転換の概要、意見時間の概要を除いた各項目である。集計の結果は別表の集計表（其の一、其の二）の通りであるが、これに基づき、以下各項目について簡単に要説する。

一、労働者数

被集計事業場数は一六、九四六事業場で、その女子労働者総数は八七五二二四名である。これを満十八才以上と満十八才未満とに分けると、おのおの六八八、六三八名、一九八、一四四名で満十八才未満の者もかなり含まれている。又女子労働者総数について業種別に見ると製造工業が六六八、八四一名で七六・四％を占め、さらに製造工業中では紡織工業が最も多く四〇・二七一九名で製造工業女子労働者数の六〇・二％、全産業女子労働者の四六・〇％を占め圧倒的に多い。製造工業中ではこれに次いで化学工業、機械器具工業がそれぞれ八九、四五一一名、五九、三七八名で製造工業女子労働者の一三・四％、八・九％を占め

ている。製造工業に次いで運輸通信業、商業がそれぞれ四〇、四八三名、三三、七九三名で全産業の四・六％、三・九％を占めてゐる。

二、有夫者数

女子労働者總数中有夫者数は七八、七四二名で全体の九・〇％である。一般に結婚年令が満十八才以上であるから満十八才以上の女子労働者数に対する有夫者数の比率を見ると總数では一・一・四％である。水産業（三八・五％）、建設工業（三八・八％）、鉱業（二八・七％）の事業に高率であり、金融業（五・三％）、商業（六・八％）、修理業（八・二％）、サービス業（九・七％）などの事業において、低率である。

三、産前休業

産前休業請求人員数の有夫者に対する比率を見ると業種では一八・九％で、請求人員の平均請求日数は二六・六日となつてゐる。平均請求日数を業種別に見ると修理業（三九・八日）、サービス業（三七・一日）、商業（三六・一日）など高率である。これに対し食料品工業（一三・二日）、水産業（二一・五日）などが低率である。

次に休業請求人員に対する輕易業務取扱請求人員数の比率を見ると製造工業中窯業及び土石工業（二七・四％）、建設工業（二三・一％）が特に高率である。

四、産后休業

産后休業請求人員数の有夫者に対する比率を見ると、全業種では一九・五％で、請求人員の平均請求日数は三九・一日であり、産前休業の場合と比較するといずれも高くなつてゐる。平均請求日数は水産業（四七・四日）、サービス業（四五・三日）、修理業（四二・九日）が高率である。殆んど全業種に

おいて平均請求日数は三六日以上であるのに対し、製造工業中窯業及び土石工業のみが一六・〇日である。著しく低い。

次に産后休業請求人員に対する異常産の比率を見ると全産業では四・五%である。業種別では公務及び団体（一一・九%）、水産業（一〇・〇%）が高率である。

五、育兒時間

育兒時間請求人員數の中には昭和二十四年度において分娩し、昭和二十五年において生育満一年に達しない生児を哺育する者が含まれていると思われるが、その数は大体毎年平均するものとして、産后休業請求人員に對する育兒時間請求人員數の比率を見ると全産業では四五・八%となつてゐる。業種別に見ると、製造工業中食料品工業（七二・四%）、製材及び木製品工業（五九・五%）が高率であり、製造工業中印刷及製本業（一一・七%）、商業（一七・八%）、修理業（二二・二%）が低率である。

六、生理休暇

女子労働者の総数と一年間の生体休暇請求回数との比により女子労働者一人当りの一年間における平均請求回数をみると、全業種では一・〇二回で、これを業種別に見ると、ガス、電気及び水道業（三・八〇回）、製造工業中印刷及び製本業（三・四二回）が特に多い。これに対し農業（〇・四〇回）、製造工業中製材及び木製品工業（〇・五〇回）、紡織工業（〇・五四回）が少い。

次に一週の請求における平均休暇日数を見ると全業種では一・六六日である。業種別に見ると建設工業（二・六四日）製造工業中印刷及び製本工業（二・二四日）、鉱業（二・二六日）が多く、農業（一・一〇日）製造工業中修理業（一・二八日）が少い。生理休暇について労務協約、就業規則その他で有給もしくは無給の定めのある事業場の全事業場数に対する比率を見ると六二・七%である。これを業種

別に見ると、ガス、電気及び水道業（八六・八％）、鉱業（八二・八％）製造工業中機械器具工業（七五・〇％）等において高率である。これに対して林業（三三・三％）、農業（四二・九％）の原始産業と製造工業中、製材及び木製品工業（四三・九％）と建設工業（四九・一％）が低い。

又生理休暇につきかかる定めのある事業場に対する有給の定めのある事業場の比率は六四・二％である。業種別に見ると林業（一〇〇％）、電気、ガス及び水道業（九三・三％）、自由業（八八・二％）、公務及び団体（八七・八％）等の業種において有給の事業場の比率が高い。

以上昭和二十五年年度の女子保護実施状況報告について、その集計の結果により、労務基準法で定める産前産后、育児時間、生理休暇などの規定が如何に活用されているかを推測することが出来る。この女子保護実施状況報告の集計は昭和二十四年度分のものについても集計しその結果が出ているので、この二つの集計を比較し、この一年間の推移の大概を概観してみよう。

先づ女子労働者数については、昭和二十五年度は二、三の例外を除き、殆んど全業種において増加し、總計においては約二十万の増加を示している。この内特に製造工業中紡織工業における約十万の増加は注目される。この内有天着の女子労働者に対する比率は大差はないが二十五年度が少し減少（一・七％）している。

産前休業については、有夫者数に対する請求人員数の比率は二十五年度が前年度よりも一六・九％から一八・九％に増加しているが請求人の平均請求日数、休業請求人員数に対する輕易業務転換請求人員数の比率はそれぞれ二十五年度假分が三〇・〇％から二六・六％、九・七％から八・〇％と減少している。産后休業については二十五年度は二十四年度に比較して有夫者に対する請求人員数の比率は一九・七％から一九・五％に少し減少しているが、請求人員の平均請求日数は三七・五％から三九・一％に若干

増加している。請求人員数に対する異常産の件数は兩年度とも四・五%で変化がない。

育児時間については産后休業請求人員数に対する育児時間請求人員数の比率は四一・二%から四五・八%に増加している。

生理休暇について見ると、この制度の利用率は二十五年において前年度よりも減少している。即ち一年間における女子労働者の一人当り平均請求回数は一・三七回から一・〇二回に、その一回の請求の平均休暇日数も一・七日から一・六六日に、労働者一人当りの一年間における平均休暇回数も二・三日から一・七日に低下している。

又事業場の生理休暇につき定めのあるものの比率も二十五年は六九・四%から六四・二%に低下し、この内有給の事業場数の比率も六四・九%から六四・二%に低下している。

以上昭和二十四年度と昭和二十五年年度の集計を簡単に比較して見たが、特に顕著なものは、この女子保護実施状況報告に現れた女子労働者数が、着しく増加したこと及び産前産后休業、生理休暇など労働基準法によつて与えられた保護制度の利用率が相当低下の傾向を見せていることである。

別表

『女子保護実施状況報告』集計表(其の一)

事業の 種類	事業 場数	女子労働者数				産前休業			産後休業			育児時間 請求 人員数	生理休暇					定めある 事業場
		総数	満16以上	満17以上	有資格者	請求人員数	総日数	産前休業 請求人員数	請求人員数	総日数	異常産の数		請求人員数	総日数	有市 場数	給 付 人員数	有市 場数	
1農 業	21	706	638	68	159	3	104		3	139			279	306	4	5	12	9
2林 業	3	60	59	1	11										1		2	1
3水 産 業	30	1,028	919	109	354	10	215		10	474	7	5	571	1,574	12	1	11	19
4鉱 業	505	30,111	28,524	1,587	8,175	1,991	57,857	53	2,188	85,823	85	1,114	36,454	82,310	229	189	27	218
5建設工業	320	10,215	9,742	602	2,301	26	659	6	82	3,461	3	38	6,811	17,991	105	52	123	157
6製造工業	10,493	668,841	488,909	180,584	68,461	10,664	276,926	1,007	10,536	412,741	450	4,868	621,351	999,833	3,325	3,042	3,867	6,367
28金 屈 工 業	592	27,448	24,354	3,139	4,452	812	26,255	39	863	35,046	34	427	55,736	89,408	277	151	162	428
29機械器具工業	1,230	59,378	50,686	8,746	6,147	1,130	30,869	41	964	38,069	35	237	112,588	183,829	631	292	306	923
30化 学 工 業	1,279	89,451	70,406	19,162	10,307	1,848	52,197	157	1,904	77,194	84	765	141,628	208,437	593	319	348	912
31窯業及び土石工業	580	19,104	15,722	3,498	4,240	441	12,829	121	463	7,389	21	203	17,193	25,787	126	183	261	309
32防 線 工 業	4,905	402,719	271,507	131,268	32,200	4,423	117,111	474	4,948	190,641	205	2,453	219,223	342,991	1,048	1,596	2,064	2,644
33製材及び木製品工業	330	6,631	5,546	1,085	1,317	158	4,585	20	158	6,671	11	94	3,288	6,296	70	75	168	145
34食料品工業	730	36,069	27,715	8,333	5,385	1,211	15,946	122	681	26,183	32	493	35,973	51,352	268	179	269	447
35印刷及び製本業	223	7,472	6,153	1,319	910	193	6,265	3	188	6,831	6	22	25,523	62,455	101	63	55	164
36其の他の工業	590	19,565	15,863	3,987	3,425	418	9,871	31	358	14,320	22	172	16,925	25,060	190	179	207	369
37修 理 業	34	1,004	957	47	78	10	398		9	386	0	2	3,264	4,162	21	5	7	26
7ガス電気及び水道業	379	8,911	9,506	376	1,232	189	5,972	9	192	7,365	6	83	37,732	59,141	307	22	50	329
8商 業	655	33,793	30,626	3,167	2,068	199	7,178	5	208	8,326	10	37	52,063	78,325	395	68	178	463
9金 融 業	1,465	26,454	33,771	2,759	1,794	123	3,066	3	144	5,478	6	63	16,910	24,772	726	133	599	859
10運輸通信業	1,025	40,483	35,425	5,072	4,938	731	22,894	61	847	31,642	31	282	79,215	156,213	630	113	263	743
11サ ー ビ ス 業	310	9,719	7,301	359	706	31	1,149	1	32	1,449	1	11	8,045	15,341	148	32	126	180
12自 由 業	984	26,139	25,313	1,899	4,213	489	11,261	27	566	23,775	29	297	13,559	24,487	524	70	366	594
13公務及び団体	685	17,144	15,865	1,481	3,246	425	8,630	23	517	18,832	62	252	12,360	21,897	393	52	247	425
14其の他の産業	71	2,120	2,040	80	584	11	382		22	881	2	3	935	1,978	40	20	9	60
総 計	16,946	875,224	688,638	198,144	78,742	14,886	396,291	1,195	15,347	600,786	666	7,032	876,585	1,684,189	6,819	3,805	5,900	10,624

備 考 1. 本表は全庁各郡町村及び市町村の労働基準監督署に昭和25年1月1日より12月31日までの状況について報告されたものについて集計したものである。

2. 事業の分類は昭和二十二年労働時局調査の産業大分類による、但し製造工業にあつてはこれをさらに中分類に再分した。

別表

『女子保護実施状況報告』集計表(其の二)

事業の種類	率もしくは平均数	有夫者数		産前休業			産後休業			育児時間	生理休暇				
		女子労働者総数に対する有夫者数の%	満18才以上に対する有夫者数の%	有夫者数に対する請求人員数の%	請求人員の平均請求日	休業請求人員数に対する軽易業務転換請求人員数の%	有夫者数に対する請求人員数の%	請求人員の平均請求日	請求人員数に対する休業産産の件数の%	産後休業請求人員数に対する育児時間請求人員数の%	女子労働者の一人当り平均請求回数(一年間における)	一回の請求の平均日数	労働者一人当りの平均休暇日数(一年間における)	事業場総数に対する生理休暇につき定めある事業場数の%	生理休暇につき定めある事業場数に対する有給事業場数の%
1 農 業		22.5	24.9	1.9	34.7		1.9	46.3			0.20	1.10	0.4	42.9	44.4
2 林 業		18.3	18.6											33.3	100.0
3 水 産 業		34.3	38.5	2.8	21.5		2.8	41.4	10.0	50.0	0.85	1.80	1.5	63.3	63.2
4 鉱 業		27.1	28.7	24.4	29.1	2.7	26.8	39.2	3.9	50.9	1.21	2.26	2.7	82.8	54.8
5 建設工業		27.4	28.8	0.9	25.3	23.1	2.9	42.2	3.7	46.3	0.67	2.64	1.8	49.1	66.9
6 製造工業		10.2	14.0	15.6	26.0	9.4	15.4	39.2	4.3	46.2	0.94	1.58	1.5	60.7	52.2
28 金属工業		16.2	18.3	18.2	32.3	4.7	19.4	40.6	3.9	49.5	2.03	1.60	3.3	72.3	64.7
29 機械器具工業		10.4	12.1	18.4	27.3	3.6	15.7	39.5	3.6	24.6	1.90	1.63	3.1	75.0	68.4
30 化学工業		11.5	14.6	17.9	28.6	8.5	12.5	40.5	4.4	40.2	1.58	1.47	2.3	71.3	65.0
31 窯業及び土石工業		22.2	27.0	10.4	29.1	27.4	10.9	16.0	4.5	43.8	0.90	1.50	1.3	53.3	40.8
32 紡織工業		8.0	11.9	13.8	26.4	10.7	15.4	38.5	4.1	40.6	0.54	1.56	0.9	53.9	39.6
33 製材及び木製品工業		19.9	23.7	12.0	29.0	12.7	12.0	42.2	7.0	59.5	0.50	1.91	0.9	43.9	48.3
34 食料品工業		14.9	18.4	22.5	13.2	10.0	12.6	38.4	4.7	72.4	1.00	1.43	1.4	61.2	60.0
35 印刷及び製本業		12.2	14.8	21.2	32.5	1.6	20.7	36.3	7.2	11.7	3.42	2.45	8.4	73.5	61.6
36 その他の工業		17.5	21.6	12.2	23.6	7.4	10.5	40.0	6.1	48.0	0.87	1.48	1.3	62.5	51.5
37 修 理 業		7.8	8.2	12.8	39.8		11.5	42.9		22.2	3.25	1.28	4.1	76.5	80.8
7 ガス電気及び水道業		12.4	13.0	15.3	31.6	4.8	15.6	38.4	3.1	32.8	3.80	1.57	6.0	86.8	93.3
8 商 業		6.1	6.8	9.6	36.1	4.5	10.1	40.0	4.8	17.8	1.54	1.51	2.3	70.7	85.3
9 金 融 業		6.8	5.3	6.9	24.9	2.4	8.0	38.0	4.2	43.8	0.64	1.46	0.9	58.6	84.5
10 運輸通信業		12.2	13.9	14.8	31.3	8.3	17.2	37.4	3.7	33.3	1.96	1.97	3.9	72.5	84.8
11 サービス業		9.1	9.7	4.4	37.1	3.2	4.5	45.3	3.1	34.4	1.04	1.91	2.0	58.1	82.2
12 自 由 業		15.8	16.6	11.5	27.3	5.6	13.4	42.0	5.1	52.5	0.51	1.81	0.9	60.4	88.2
13 公務及び団体		18.9	20.5	13.1	20.3	5.4	15.9	36.4	11.9	48.7	0.72	1.77	1.3	62.0	87.8
14 その他の産業		27.5	28.6	1.9	34.7		3.8	40.0	9.1	13.6	0.44	2.00	0.9	84.5	66.7
総 計		9.0	11.4	18.9	26.6	8.0	19.5	39.1	4.5	45.8	1.02	1.66	1.7	62.7	64.2

備考 1. 本表は全日本各都道府県労働基準局管内の労働基準監督署に昭和25年1月1日より同年12月31日までの状況について報告されたものについて集計したものである。

2. 事業の分類は昭和二十二年労働人口調査の産業分類による。但し製造工業にあつては、これをさらに中分類に再分した。

